

# 最高裁判所審查公報 裁判官国民審查

告示番号：1

A black and white head-and-shoulders portrait of Dr. Toshiyuki Kondo. He is a middle-aged man with dark hair, wearing a dark suit jacket, a white shirt, and a patterned tie. He is looking directly at the camera with a slight smile.

最高裁判所判事  
おじまあきら  
尾島明

議員定数配分規定につき、著しい不平等状態にあつたとはいえないとした多数意見に対し、違憲状態であるとの意見を付した。

四 号の規定は憲法一三条に違反する（多数意見）。

五 令和五年一〇月二五日 大法廷決定

六 令和五年一二月一五日 第二小法廷判決

七 令和六年六月二一日 第二小法廷判決

八 令和六年七月三日 大法廷判決

1 旧優生保護法中の優生規定は憲法一三条及び一四条に違反し、その立法行為は国家賠償法一条一項の適用上違法である（全員一致）。

2 不法行為による損害賠償請求権の除斥期間経過の主張は、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、信義則に反し又は権利の濫用として許されない（全員一致）。

裁判官としての心構え

事件当事者間に深刻な紛争があり、正しい解決について社会的にもコンセンサスがなく、価値観が対立することもある中で、「良い裁判」として司法に期待されるものは、「中立」で「独立」した裁判所が紛争を「透明」な手続で「適時」に解決することと思つています。

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和五年一月二五日 大法廷判決  
令和三年施行の衆議院議員総選挙当時、小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法一四条に違反しない（多数意見）。

二 令和五年三月二十四日 第二小法廷判決  
自室で出産し、死亡したえい児の死体をタオルに包んで段ボール箱に入れ、棚の上に置くなどした行為は、刑法一九〇条の「遺棄」に当たらない（全員一致）。

三 令和五年一〇月一八日 大法廷判決  
令和四年施行の参議院議員通常選挙当時、選挙区選出議員の

昭和六〇年	四月	L.M.)を卒業。
平成七年	四月	判事補に任官し、東京地裁、甲府家地裁、最高裁総務局、通商産業省通商政策局国際経済課、横浜地裁で勤務。
二八年	二月	判事に任官し、横浜地裁、最高裁調査官、内閣法制局参事官、東京高裁判事を経て、東京地裁判事（部総括）、最高裁上席調査官を務める。
二九年	一月	静岡地裁所長
三〇年	一月	東京高裁判事（部総括）
四年	七月	最高裁首席調査官
令和	七月	大阪高裁長官
		最高裁判事

# 告示番号：2

A black and white head-and-shoulders portrait of Dr. Linda K. Tsui. She is a middle-aged woman with long, dark hair styled in a bob. She is wearing a dark blazer over a light-colored top with a subtle pattern and a necklace of small, light-colored beads. She is smiling slightly and looking directly at the camera.

最高裁判所判事  
宮川美津子

# 最高裁判所において関与した主要な裁判

令和 元年	三〇年 三一年	三月 四月	平成三二年度「知財功劳賞」（経済産業大臣 表彰）	公益社団法人日本仲裁人協会理事 会委員
二年 同月	六月	三菱自動車工業株式会社社外取締役	日弁連知的財産センター委員長	財務省関税等不服審査会関税・知的財産分科 会委員
三年一〇月 一月	七月	一般社団法人日本国際紛争解決センター理事 東京地方裁判所民事調停委員	最高裁判所判事	一九年 四月

昭和五九年	四月	司法修習生
平成六年	四月	弁護士登録（第一東京弁護士会）
五年	六月	ハーバード・ロースクール修了（L.L.M.）
四年	七月	ニューヨーク州弁護士資格取得
三年	四月	T M I 総合法律事務所パートナー
二年	七月	経済産業省産業構造審議会臨時委員・同知的財産政策部会（現 知的財産分科会）委員
一年	四月	慶應義塾大学法科大学院講師
一九年	二月	文部科学省文化審議会著作権分科会委員
同 年	五月	日本商標協会理事（令和五年五月副会長）
二五年	三月	内閣府知的財産戦略本部有識者本部員
二七年	六月	エヌティー株式会社外取締役
二八年	六月	パナソニック株式会社外監査役

告示番号：3

A black and white portrait of Dr. Kuniaki Yamamoto, a middle-aged man with glasses, wearing a suit and tie.

最高裁判所長官  
今崎幸彦

二 令和五年七月一日 第三小法廷判決

生物学的な性別が男性であり性同一性障害である旨の医師の診断を受けている国家公務員がした職場の女性トイレの使用に係る国家公務員法八六条の規定による行政措置の要求は認められない旨の人事院の判定が、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるとした（全員一致、補足意見付加、裁判長）。

三 令和五年一〇月一八日 大法廷判決

令和四年七月一〇日施行の参議院議員通常選挙当時、平成三十年法律第七五号による改正後の公職選挙法一四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたものとはいえず、同規定が憲法に違反するに至っていたものということはできないとした（多数意見）。

四 令和五年一〇月二五日 大法廷決定

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律三条一項四号は憲法一三条に違反し無効であるとした（多数意見）。

五 令和六年七月三日 大法廷判決

優生保護法中のいわゆる優生規定が憲法一三条及び一四条一項に違反し、同規定に係る国会議員の立法行為が国家賠償法一条一項の適用上違法の評価を受け、これにより発生した損害賠償請求権が民法（平成二九年法律第四四号による改正前のもの）七二四条後段の除斥期間の経過により消滅したものとすること

六年八月 最高裁判所長官

				昭和五六年
			五月	兵庫県神戸市生まれ。県立神戸高等学校、京都大学法学部を卒業。
		四年	四月	司法修習生
令和	二八年	五月	判事補任官 以後、東京地裁、最高裁刑事局、外務省アジア局南東アジア第二課、在フィリピン日本国大使館、京都地裁、最高裁（調査官）に勤務。	
四年	二七年	六月	判事任官 以後、最高裁調査官、東京地裁判事、最高裁刑事局課長、東京高裁判事、司法研修所教官、最高裁秘書課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。	
五年	二六年	七月	最高裁刑事局長兼図書館長	
六年	二五年	八月	最高裁事務総長	
七年	二四年	九月	最高裁判所判事	
八年	二三年	十月	東京高裁長官	
九年	二二年	十一月	最高裁判所判事	
十年	二一年	一二月	水戸地裁所長	
十一年	二〇年	一二月	最高裁判事局長兼図書館長	
十二年	一九年	一二月	東京地裁判事（部総括）を務める。	
十三年	一八年	一二月	最高裁刑事局課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。	
十四年	一七年	一二月	最高裁秘書課長	
十五年	一六年	一二月	最高裁刑事局課長	
十六年	一五年	一二月	最高裁刑事局課長	
十七年	一四年	一二月	最高裁刑事局課長	
十八年	一三年	一二月	最高裁刑事局課長	
十九年	一二年	一二月	最高裁刑事局課長	
二十年	一一年	一二月	最高裁刑事局課長	
二十一年	一〇年	一二月	最高裁刑事局課長	
二十二年	九年	一二月	最高裁刑事局課長	
二十三年	八年	一二月	最高裁刑事局課長	
二十四年	七年	一二月	最高裁刑事局課長	
二十五年	六年	一二月	最高裁刑事局課長	
二十六年	五年	一二月	最高裁刑事局課長	
二七年	四年	一二月	最高裁刑事局課長	
二八年	三年	一二月	最高裁刑事局課長	
二九年	二年	一二月	最高裁刑事局課長	
三十一年	一年	一二月	最高裁刑事局課長	
三十一年	九月	一二月	最高裁刑事局課長	
三十一年	八月	一二月	最高裁刑事局課長	
三十一年	七月	一二月	最高裁刑事局課長	
三十一年	六月	一二月	最高裁刑事局課長	
三十一年	五月	一二月	最高裁刑事局課長	
三十一年	四月	一二月	最高裁刑事局課長	
三十一年	三月	一二月	最高裁刑事局課長	
三十一年	二月	一二月	最高裁刑事局課長	
三十一年	一月	一二月	最高裁刑事局課長	

# 国民審査の投票のしかた

- やめさせた方がよいと思う裁判官については、投票用紙の氏名の上の欄に×を記載してください。
  - やめさせなくてよいと思う裁判官については、投票用紙に何も書かないでください。

# 最高裁判所審査公報 裁判官国民審査

告示番号：4

が二つあります。一つは、謙虚に両当事者の言うことに耳を傾け証拠を検討するという姿勢です。最高裁は最終審ですので、その職責の重さを十分に自覚した上で、中立公正な立場から、一つ一つの事件に誠実に向き合っていきたいと考えています。二つ目ですが、現代社会では価値観が多様化し、判断の難しい事件が増加していますので、様々な視点や考え方をもって事件に取り組み、バランスのとれた判断をする必要があります。そのためには、自分自身でいろいろ勉強したり、各種の研究会の成果を吸収したりするなどの自己研鑽が不可欠であると思っています。

これまで、主として、刑事裁判を担当してきました。東京地裁で、裁判長として、裁判員裁判も担当しました。担当した裁判員裁判は、どの裁判員の方も非常に熱心に取り組んでおられ、感激しました。いずれの事件もみな大切な思い出となっています。裁判員裁判では、裁判員と裁判官が、証拠に基づき一緒に議論して、被告人が有罪であるかどうかという事実認定や量刑判断を行うのですが、裁判員の方々の意見には、裁判官にはない物事の見方や視点を含んでいるのが多かったのです。裁判員裁判の目的は、裁判の実現を目指すということにあるわけですが、正にそのとおりであると実感できました。

座右の銘は「継続は力なり」です。努力を継続したからといって必ずしも目標を達成できるとは限らないところが、人生の難しいところですが、努力を怠れば何事も成し遂げられないと思いますので、この言葉を胸に精進していくたいと考えています。



最高裁判所判事  
平木正洋

**告示番号：5**

令和六年七月三日 大法廷判決  
優生保護法中のいわゆる優生規定（同法三条一項一号から三号まで、一〇条及び一三条二項）は、憲法一二三条及び一四条一項に違反し、同規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法一条一項の適用上違法の評価を受けるとしたうえで、本件各事件において、不法行為によつて発生した損害賠償請求権が民法（平成二九年法律第四四号による改正前のもの）七二四条後段の除斥期間の経過により消滅したものと主張することは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができず、同主張は信義則に反し権利の濫用として許されないとした（全員一致）。

裁判官としての心構え

裁判の最終的な判断を行う最高裁判所判事の職務を通じて、日本における法の支配の維持、発展に貢献していきたいと考えています。これまで四十年以上にわたり、行政官及び外交官として積んできた経験を活かし、さまざま声に謙虚に耳を傾けながら、個別具体的の案件に真摯に取り組んでいきたいと思います。



最高裁判所判事  
石兼公博

告示番号：6

誠実に向き合い、多角的・多面的な視点から考えて議論するよう心掛けていきたいと考えています。



最高裁判所判事  
なか むら  
中村 恒



# 投票にコ~イ! めいすいくん

# 投票日10月27日(日)

**投票用紙は**  
小選挙区選出議員…………水色  
比例代表選出議員…………ピンク色  
最高裁判所裁判官国民審査…………うぐいす色  
**です。**